

2010年9月30日

米国財務会計基準審議会 御中

全国銀行協会

FASB 公開草案「デリバティブ及びヘッジ (Topic815) 並びに金融商品 (Topic825) : 金融商品に関する会計処理、並びに、デリバティブ金融商品及びヘッジ活動に関する会計処理の改訂」(以下「FASB 公開草案」) に対する意見について

全国銀行協会は、日本国内で活動する銀行および銀行持株会社を会員とする組織であり、日本の銀行界を代表する団体である。

今般、当協会として、貴審議会が検討している「FASB 公開草案」に対する意見を以下のとおり取りまとめたので、ご高配を賜りたい。

貴審議会および国際会計基準審議会による本件および関連事項の検討に当たり、我々は以下の意見がさらなる作業の助けとなることを期待する。

記

1. 全体的なコメント

我々は、全ての金融商品を公正価値で測定することが、銀行業務の実態を財務諸表に正確に表さず、有用な情報提供とはならないことから、本提案内容の測定方法に対して反対する。また、事後測定において当初測定時の分類変更が認められないことについては、一定の要件を条件に、変更を認めるべきと考える。

また、資本性金融商品の取扱いについては、キャピタル・ゲインを獲得する目的ではなく、事業を円滑に遂行し、企業の事業利益を拡大する目的で保有する場合もあることから、公正価値変動をその他の包括利益 (OCI) に計上するオプションを設けるべきと考える。

なお、全般に関することであるが、現在コンバージェンスが図られており、世界中の多くの財務諸表の作成者および利用者に影響を及ぼす国際会計基準との整合性の観点も踏まえた検討が必要であると考えます。

以下、各論点に対するコメントを記載する。

2. 各論点に対するコメント

(1) 測定原則について（質問 8、質問 13 関連）

全ての金融商品を原則として公正価値で測定することには反対する。金融資産・負債の保有目的や商品特性によっては、測定属性として償却原価法が適切となる場合があり、国際会計基準と同様に混合測定属性モデルを原則とするべきである。なお、財務諸表本体において、同一科目の償却原価と公正価値の両者を併記することについては、投資家にとって混乱要因となるため、必ずしも有用ではない。

（理由）

- 金融資産・負債の保有目的や商品特性によっては、測定属性として償却原価法が適切となる場合がある。例えば、中長期的に保有することを目的とした、もしくは、保有せざるを得ない貸出金や有価証券などの金融商品に係る公正価値の変動により、毎期、純資産が変動することは、銀行業務の実態を財務諸表に忠実に表示せず、有用な情報提供とはならない。さらに、公正価値による測定の対象範囲を拡大することは、プロシクリカリティ（景気循環増幅効果）を助長するという問題も孕んでいる。
- また、リスク管理等の経営管理においては、全ての金融商品を公正価値で測定していない。経営管理に用いていない計数を開示した場合、財務諸表作成者の財務活動や投資活動に関する状況を報告するという原則との整合性がなくなる。その結果、財務諸表利用者にとっても、財務諸表作成者の管理手法と整合性のない財務諸表は理解が困難となり、有益な情報とはならない。
- 公正価値を算出することが困難な金融商品もあり、これらの金融商品を一律に公正価値で評価することは、各財務諸表作成者の使用モデルの相違によるモデルリスクを抱えることとなり、財務諸表の信頼性および比較可能性という観点で、重要な問題を生じさせる。

(2) 分類変更について（質問 16 関連）

事後測定においては、一定の要件を条件に、当初測定時の分類変更を認めるべきである。

（理由）

- 上記（1）にも記載している通り、金融資産・負債の保有目的や商品特性に応じた測定属性が取られるべきであり、金融資産・負債の保有目的が変更された場合には、財務諸表表示の正確性の観点から、実態に照らして分類変更を認めるべきである。再分類を禁止すると、企業実態を財務諸表に

適切に反映しない恐れが出てくる。

(3) OCI オプションについて

売買目的以外の資本性金融商品の測定については、公正価値変動を OCI に計上するオプションを設けるべきである。

(理由)

- 資本性金融商品を保有するに当たっては、キャピタル・ゲインを獲得する目的ではなく、事業の円滑な遂行、企業の事業利益の拡大を目的とする場合もある。これらの場合、資本性金融商品を公正価値で測定し、その変動額を純利益に含めてしまうと、企業の業績は必要以上に変動し、企業実態を適切に反映せず、その財務諸表は有用な情報とはならない。
- また、資本性金融商品の中には、市場価格のない株式も多数あり、信頼性をもって測定できない株式の公正価値は、有用な情報を提供しない。

(4) コア預金負債について (質問 17、質問 31 関連)

コア預金負債を現在価値ベースで再測定することについては反対する。預金負債は償却原価測定とされるべきである。

(理由)

- コア預金負債を現在価値ベースで再測定することは、新たな測定属性の追加を意味することとなり、金融商品会計基準の複雑性を増大させ、会計基準改善の目的に反する。
- 提案されている定義では、コア預金負債の現在価値を一定の方法で算出することは困難であり、その算出結果は、経営者の判断により、コア預金負債の現在価値は大きく変動することから、財務諸表の信頼性および比較可能性を失ってしまうと考えられる。例えば、コア預金提供総コスト込レートの見積りについては、人件費、施設維持費、保守費用などのコストの見積もりの範囲や、支店における店舗賃借料の預金業務部分に係るコストの見積もり方法により結果が異なり、本提案は運用可能ではない。
- 提案された測定方法は、金融機関の経営管理に拠らない手法であることから、財務諸表作成者の実態を反映しない。

(5) 信用減損について (質問 40、質問 47 関連)

ポートフォリオ単位で評価される資産について、残存期間に亘る損失見積額を一括で計上すべきではなく、見積り期間は、資産や業務の性質に応

じた妥当なものを用いることとすべきである。

(理由)

- 減損モデルの対象となる金融商品が、契約キャッシュ・フローの回収を目的に保有されているというビジネスモデルが考慮されていない。すなわち、残存期間に亘る予想損失額を当初一括で計上することは、予想損失額に対応する期待収益が残存期間に亘って計上されることと整合していない。本案を適用した場合、実行当初に、残存期間に亘る多額の引当金を計上せざるを得ないことにより、正常な与信先に対してさえ新規与信供与が困難となるケースが発生する懸念がある。かかる観点から、損失の見積期間に関しては、ビジネスモデルと整合した合理的な基準（例えば、金融資産の信用リスクに応じ、返済状況に問題のない債権は1年を見積もり期間とする等）とするよう、再検討すべきである。
- プロシクリカリティの増幅に繋がる。

残存期間に亘る予想損失額を一括計上する場合、予想の変化に伴う財務上のボラティリティが高くなることで、プロシクリカリティを増幅させる懸念がある。

(6) 金利収益について（質問 48、49 関連）

金利収益について、実効金利を貸倒引当金控除後の償却原価に適用して計算する手法に反対である。

(理由)

- 現行の金融実務上、金利収益と予想損失は分離して管理しており、予想損失を勘案した金利収益の計上は、金融機関のリスク管理と整合せず、また、利用者にとっても分かりにくい。
- 当該手法は当初金利の過大計上に対応したものとの説明であるが、その根拠及び理論が不明確である。すなわち、当初実行時に（損失見込期間をどのように設定するかに関わらず）将来の予想損失を見積もり、引当金として計上することで、ネットベースで考えた場合には、すでに当該過大計上の問題には対応できていると考えられる。本対応では、過度に金利収益が低く計上され、ビジネスの実態を正しく表さないものとなる。

(7) ヘッジ会計について（質問 61 関連）

- ① キャッシュフロー・ヘッジにおけるアンダー・ヘッジの場合には、非有効部分を認識すべきではない。
- ② ヘッジ指定の解除は引き続き認められるべきである。

(理由)

- 予定取引のヘッジにおけるヘッジ手段としてのデリバティブに関し、その時点では存在しない利益または損失を純利益に計上しなければならず、純利益の有用性が乏しくなる。

また、ヘッジ指定の解除が認められなければ、ヘッジの運営方針の実態を財務諸表上に適切に表示することができず、財務諸表作成者の財務活動や投資活動に関する状況を報告するという原則との整合性がなくなる。

(8) 複合金融商品について (質問 25 関連)

複合金融商品については、区分処理を認めるべきである。

(理由)

- 区分処理が認められない場合、企業のリスク管理と会計処理との間にミスマッチが生じ、企業の実態が適切に財務諸表に反映されない恐れがある。例えば、顧客との組込デリバティブ取引について、そのリスク管理のために、市場取引としてデリバティブ部分について反対取引を行う場合には、会計上のミスマッチが生じ、企業のリスク管理の実態が財務諸表に反映されない。

(9) 適用時期について

自国が IFRS へのアドプションを予定している外国企業に対しては、適用時期の配慮を要望する。

(理由)

- 日本では、IFRS 強制適用の是非について 2012 年を目途に判断し、仮に強制適用となる場合には、2015 年または 2016 年の適用開始が検討されている。米国会計基準と IFRS に乖離が生じた場合、本改正基準の適用時期によっては、米国会計基準を使用している日本企業は、IFRS 適用までの間、暫定的に本改正基準にもとづく決算対応が必要となり、過度なコスト負担となる恐れがある。

以 上